

## ◆カレンダー事例 平成9年度 年間休日87日

午前と午後の休憩時間を就業規則で明文化し、1日の所定労働時間を7時間30分として、年平均週労働時間40時間、年間休日総数87日にしたものが次のカレンダーです。

4月	4月	5月	5月	6月	6月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8 9 10 11 ⑫ ⑬ 14 15 16 17 18 19 ⑳ 21 22 23 24 25 ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	○休日8日 労働日22日 計 30日	日 月 火 水 木 金 土 1 2 ③ ④ ⑤ 6 7 8 9 10 ⑪ 12 13 14 15 16 17 ⑱ 19 20 21 22 23 24 ㉑ 26 27 28 29 30 31	○休日6日 労働日25日 計 31日	日 月 火 水 木 金 土 ① 2 3 4 5 6 7 ⑧ 9 10 11 12 13 ⑭ ⑮ 16 17 18 19 20 21 ㉒ 23 24 25 26 27 ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	○休日7日 労働日23日 計 30日
7月	7月	8月	8月	9月	9月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8 9 10 11 ⑫ ⑬ 14 15 16 17 18 19 ⑳ 21 22 23 24 25 ㉑ ㉒ 28 29 30 31	○休日6日 労働日25日 計 31日	日 月 火 水 木 金 土 1 2 ③ 4 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12 ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ 18 19 20 21 22 23 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙	○休日9日 労働日22日 計 31日	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 ⑦ 8 9 10 11 12 ⑬ ⑭ ⑮ 16 17 18 19 20 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ 30	○休日8日 労働日22日 計 30日
10月	10月	11月	11月	12月	12月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 ⑤ 6 7 8 9 10 ⑪ ⑫ 13 14 15 16 17 18 ⑱ 20 21 22 23 24 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ 31	○休日6日 労働日25日 計 31日	日 月 火 水 木 金 土 ① ② ③ 4 5 6 7 8 ⑨ 10 11 12 13 14 15 ⑱ 16 17 18 19 20 21 22 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚	○休日8日 労働日22日 計 30日	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 ⑦ 8 9 10 11 12 ⑬ ⑭ 15 16 17 18 19 20 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟	○休日8日 労働日23日 計 31日
1月	1月	2月	2月	3月	3月
日 月 火 水 木 金 土 ① ② ③ ④ 5 6 7 8 9 10 ⑪ 12 13 14 ⑮ 16 17 ⑱ 19 20 21 22 23 24 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ 31	○休日6日 労働日23日 計 31日	日 月 火 水 木 金 土 ① 2 3 4 5 6 7 ⑧ 9 10 11 12 13 ⑭ ⑮ 16 17 18 19 20 21 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙	○休日6日 労働日22日 計 28日	日 月 火 水 木 金 土 ① 2 3 4 5 6 7 ⑧ 9 10 11 12 13 ⑭ ⑮ 16 17 18 19 20 21 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟	○休日7日 労働日24日 計 31日

### 就業規則記載例

(労働時間及び休憩時間)

第〇条 毎年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制を採用する。1日の労働時間は7時間30分とし、始業・終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻：午前8時 終業時刻：午後5時

休憩時間：午前10時から午前10時15分 午後0時から午後1時 午後3時から午後3時15分

(休日)

第〇条 休日は、1週間の労働時間が1年を平均して40時間となるよう労使協定で定める年間カレンダーによるものとする。

2 起算日は毎年4月1日とする。